

事業活動における勧告対象行為の拡充

1 改正の趣旨

条例第19条は、事業者による暴力団員等に対する

- ① 暴力団の威力を利用する目的で行う利益供与（第1項第1号）
- ② 暴力団の威力を利用したことに関して行う利益供与（第1項第2号）
- ③ 暴力団の活動に協力する目的で行う相当の対償のない利益供与（第1項第3号）
- ④ 情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益供与（第2項）

を禁止するとともに、第22条において、暴力団員等がこれらの利益の供与を受けることを禁止しています。

また、①～③で規定した禁止行為に違反した場合、調査・勧告の対象としています。

しかし、条例制定後、事業者による暴力団員等に対する暴力団の活動を助長するような行為が確認されるなど、条例に規定する暴力団排除の基本理念や事業者の具体的責務の履行が一部なされていない状況にあります。

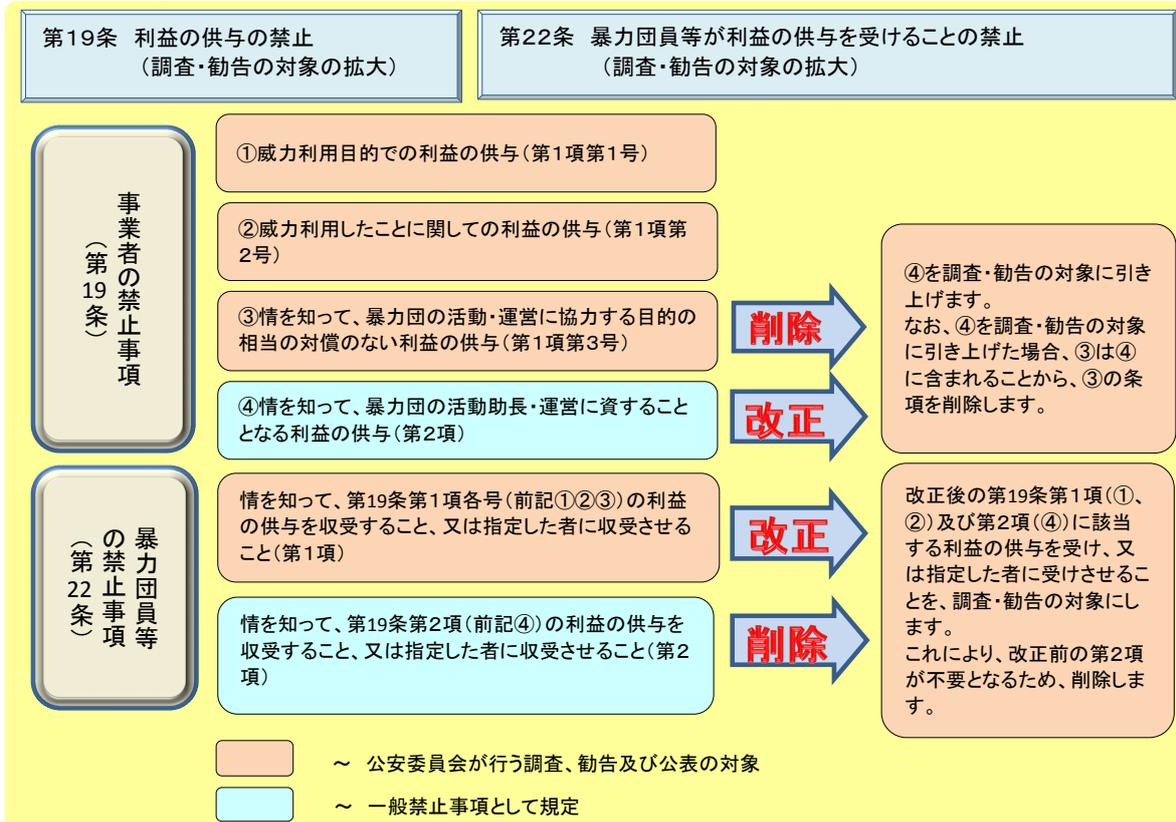
暴力団の活動を助長する行為は、正に条例の基本理念に反する行為であるとともに、あってはならない行為です。

よって、暴力団の活動を助長する行為を抑止し、条例の実行性を担保するために、④の禁止行為違反についても、調査・勧告の対象に追加することとしました。

同改正により、暴力団に対する利益の供与を抑止するとともに、暴力団が事業者を利用しにくい状況を生み出すことで、事業者を暴力団から守るという効果が見込まれます。

なお、同改正を行う場合、③の禁止行為は④の禁止行為に含まれることから、④の禁止行為違反を勧告対象に引き上げることに伴い、③の規定は削除することとします。

2 改正の概要



3 利益の供与の具体例

(1) 勧告対象となる利益の供与の具体例

- ・ 建設会社が、暴力団事務所と知った上で、対立抗争に備えて暴力団事務所の壁や窓を、防弾壁、防弾ガラスに改修すること。
- ・ 警備会社が、暴力団事務所であることを知った上で、その事務所の警備サービスを提供すること。
- ・ 飲食店が、暴力団員から、組の運営資金になることを知りながら、進んで物品を購入したり、サービスを受けて、その者に料金を支払うこと。
- ・ 興行を行う事業者が、相手方が暴力団組織を誇示することを目的としていることを知った上で、その暴力団員らに対し、特別に観覧席を用意すること。
- ・ 祭礼主催者が、祭礼において、暴力団員が営む露店商の出店許可を出すこと。

(2) 勧告対象とならない利益の供与の具体例

- ・ 暴力団事務所に電気やガスを供給したり、医師が診療行為を行うなど法令に基づいて行われる行為。
- ・ 弁護士が民事訴訟において暴力団員の代理人になる行為。
- ・ 建築物等の維持保全など、適法な状態を保つために、暴力団事務所の工事を行う行為。
- ・ レンタカー業者が会合のために送迎用バスを貸したところ、貸与した相手が暴力団員であることが後に判明した場合。
- ・ 飲食店が個人的な利用と思って暴力団員に個室を提供したところ、結果的に組織の会合に利用されていた場合。